

鳥取市ブランドロゴマーク等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市のブランドイメージの確立と普及を図ることを目的に策定した、鳥取市ブランドロゴマーク等の適正な管理を図るため、鳥取市ブランドロゴマーク等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ロゴマーク等とは、別に定める鳥取市ブランドロゴマーク等使用マニュアルのとおりとする。

(権利の帰属)

第3条 ロゴマーク等の権利の一切は、市に帰属するものとする。

(使用の原則等)

第4条 ロゴマーク等を使用することができる者は、市民及び市内で事業又は活動を行う団体並びに報道機関、国及び地方公共団体とする。

2 ロゴマーク等を使用する者(以下「使用者」という。)は、その使用に当たっては、その意義を失わせることなく、適正かつ慎重に行わなければならない。

3 使用者は、ロゴマーク等を次に掲げるものに使用するものとする。

- (1) 催事等のポスター、チラシ、看板などのPR媒体
- (2) 商品パッケージ、商品袋等などの販促物
- (3) ジャンパー、Tシャツ等などのユニフォーム
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

4 鳥取市は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものに使用するものとする。

- (1) 鳥取市が発行する印刷物等
- (2) 職員の身分等を証明するもの
- (3) 鳥取市の広報、ホームページその他の広報媒体

5 使用者は、あらかじめ市長に鳥取市ブランドロゴマーク等使用承認申請書(様式第1号)に次の書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 企画書等(事業の内容や具体的な使用方法がわかるもの)
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(申請の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の申請を省略することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道のために使用するとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

(使用の承認)

第6条 市長は、第4条第5項の申請書を受理した場合は、その申請内容を速やかに審査し、承認を認めたときは、鳥取市ブランドロゴマーク等使用承認通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認の対象とはならない。

- (1) 市の信用又は品位を害すると認められるもの
- (2) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動であるもの
- (4) 自己のシンボルマーク及び商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるもの
- (5) その他、承認することが不適切と認められるもの

(完成品の提出)

第7条 使用者は、承認に関わる使用品等の成果物を、市長へ速やかに1部を提出すること。ただし、当該成果物の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、ロゴマーク等に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 別に定める鳥取市ブランドロゴマーク等使用マニュアルに基づき、色、形状、バリエーション、使用サイズの規制等を正しく使用すること。
- (3) 使用の承認により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(使用料)

第9条 使用料は、無料とする。

(承認内容の変更)

第10条 承認を受けた使用者が承認内容について変更するときは、鳥取市ブランドロゴマーク等使用変更承認申請書(様式第3号)にて直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、鳥取市ブランドロゴマーク等使用変更承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(承認内容の取消等)

第11条 市長は申請書の内容に虚偽があると認めるとき、又は第6条各号のいずれかに該当すると認めたときは、その承認を取り消すことができる。

- 2 市長は前項の規定により承認を取り消した者に対し、その承認に係る使用品の使用を停止し、及び回収を求める等の適切な措置を講ずることができる。

- 3 市長は承認を得ずにロゴマーク等を使用又は使用している者に対し、その承認に係る使用品を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。
- 4 ロゴマーク等の使用の取り消し、停止等に要する使用品の回収費等は、使用者が負担することとする。
- 5 前項の使用の取り消し、使用停止等は、その理由を明記した鳥取市ブランドロゴマーク等使用承認取消通知書（様式第5号）により通知する。

（損失補償等の責任）

第12条 市長は、ロゴマーク等の使用により使用者に損失が発生したときの補償等について一切の責任を負わない。

（庶務）

第13条 この要綱に関する庶務は、企画推進部政策企画課において処理する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月17日から施行する。